

米軍によるファルージャ無差別攻撃に断固抗議し、 自衛隊の即時撤退を求める決議

イラクを占領しているアメリカ軍は、本年11月に入ってモスクや病院まで爆撃するなどファルージャを再び無差別攻撃し、一般市民にも多数の犠牲者を出している。11月7日、イラク暫定政府は全土に非常事態宣言を発するに至っており、イラク各地での戦闘はいっそう激しさを増している。

イラクに派兵されている自衛隊の宿営地にはロケット弾が打ち込まれ、それが倉庫を貫通する事態となっている。サマワも「非戦闘地域」でないことは明らかであり、自衛隊が攻撃を受けて武力行使に至る危険性は極めて高くなっている。

そもそも米英軍によるイラクへの先制攻撃は、国連憲章に明白に違反する違法行為であり、戦争の理由として説明されていた大量破壊兵器の存在についても、本年10月1日には、パウエル国務長官自身が否定するに至っている。しかも、違法に占領を続ける米英軍の武力攻撃によって、おびただしい数の一般市民が犠牲となっており、アメリカに対するイラク国民の反発は強まるばかりである。

ところが、小泉首相は、アメリカの先制攻撃をいち早く支持したうえ、平和憲法を踏みにじて自衛隊をイラクに派兵し、多国籍軍にも参加し続けている。イラク国民の反発が日本政府に対しても向けられていることは否定できない。去る10月31日の香田証生さんの殺害という痛ましい事件も、そのことを示すものに他ならない。

しかも、小泉首相は、アメリカに追従して自衛隊の派兵を続けることを表明して香田さんを見殺しにしたのみならず、ファルージャに対する米軍の無差別攻撃をも支持し、12月14日に期限切れを迎える自衛隊の派兵をさらに延長しようとしている。「自衛隊等の対応措置は非戦闘地域において実施」と規定しているイラク特別措置法すら無視する暴挙といわざるを得ない。

私たちは、ファルージャをはじめイラクにおけるアメリカ軍の蛮行に断固抗議し、これを直ちに中止することとともに、日本政府に対して自衛隊の派兵期間を延長することなくイラクから即時撤退させることを強く求めるものである。

2004年11月20日

自由法曹団常任幹事会